

◎新潟県告示第98号

政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成11年6月新潟県告示第1222号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>4 苦情の検討の手続 (1)～(4) (略) (5) 調達機関の定義 調達機関とは、产品及びサービス又は公共事業等の調達を行う新潟県の機関（地方自治体法に定める知事、委員会その他の機関に置かれる組織のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第2条第1号に規定する部局及び同条第5号に規定する事務所(以下これらを「財務規則の適用を受ける部局等」という。)、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局財務規程第4号）第2条第1号に規定する局本庁及び同条第2号に規定する事業所（以下、これらを「企業局」という。）、<u>新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第6号に規定する局本庁及び同条第7号に規定する施設（以下、これらを「病院局」という。）並びに県が単独で設立する地方独立行政法人とする。</u></p> <p>(6) 調達機関の長の定義 調達機関の長とは、財務規則の適用を受ける部局等にあつては知事、企業局にあつては企業管理者、病院局にあつては病院事業管理者、<u>地方独立行政法人にあつては理事長とする。</u>(以下「知事等」という。)ただし、新潟県財務規則、新潟県企業局財務規程又は新潟県病院局財務規程に基づき、知事等からその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、支出負担行為担当者又は予算執行職員を調達機関の長とみなす。</p>	<p>4 苦情の検討の手続 (1)～(4) (略) (5) 調達機関の定義 調達機関とは、产品及びサービス又は公共事業等の調達を行う新潟県の機関（地方自治体法に定める知事、委員会その他の機関に置かれる組織のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第2条第1号に規定する部局及び同条第5号に規定する事務所(以下これらを「財務規則の適用を受ける部局等」という。)、新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局財務規程第4号）第2条第1号に規定する局本庁及び同条第2号に規定する事業所（以下、これらを「企業局」という。）<u>並びに新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第6号に規定する局本庁及び同条第7号に規定する施設（以下、これらを「病院局」という。）とする。</u></p> <p>(6) 調達機関の長の定義 調達機関の長とは、財務規則の適用を受ける部局等にあつては知事、企業局にあつては企業管理者、病院局にあつては病院事業管理者とする。(以下「知事等」という。)ただし、新潟県財務規則、新潟県企業局財務規程又は新潟県病院局財務規程に基づき、知事等からその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合においては、支出負担行為担当者又は予算執行職員を調達機関の長とみなす。</p>